

外為法改正

〈3〉資料

外国為替令等の1部を改正する政令案 新旧対照条文

(新旧対照条文1覧)

○外国為替令(昭和55年政令第260号)

○輸出貿易管理令(昭和24年政令第378号)

○外国為替令(昭和55年政令第260号)

(傍線部分は改正部分)

改 正 案	現 行
(銀行等の確認義務の対象となる取引等) 第7条 法第17条第三号に規定する政令で定める取引又は行為は、次に掲げる取引又は行為(財務大臣又は経済産業大臣が告示により指定したものを除く。)とする。 一 (略) 二 法第25条第6項の規定により許可を受ける義務が課された同項に規定する役務取引等 三・四 (略) (経常的経費等) 第9条 法第20条第十一号に規定する政令で定める資金の授受は、次に掲げる資金の授受とする。 一 (略) 二 法人の本邦にある事務所が行う次のイからハまでに掲げる取引につき当該法人の本邦にある事務所と外国にある事務所との間で行われる当該イからハまでに定める資金の授受 イ (略) ロ 外国相互間における貨物の移動を伴う貨物の<u>売買、貸借又は贈与に関する取引</u> 当該取引に係る当該貨物の売買代金又は当該取引に直接伴う運賃、保険料その他	(銀行等の確認義務の対象となる取引等) 第7条 法第17条第三号に規定する政令で定める取引又は行為は、次に掲げる取引又は行為(財務大臣又は経済産業大臣が告示により指定したものを除く。)とする。 一 (略) 二 法第25条第4項の規定により許可を受ける義務が課された同項に規定する役務取引等 三・四 (略) (経常的経費等) 第9条 法第20条第十一号に規定する政令で定める資金の授受は、次に掲げる資金の授受とする。 一 (略) 二 法人の本邦にある事務所が行う次のイからハまでに掲げる取引につき当該法人の本邦にある事務所と外国にある事務所との間で行われる当該イからハまでに定める資金の授受 イ (略) ロ 外国相互間における貨物の移動を伴う貨物の<u>売買に関する取引</u> 当該取引に係る当該貨物の売買代金又は当該取引に直接伴う運賃、保険料その他の資金の授受

の資金の授受

ハ（略）

2 略）

（役務取引の許可等）

第17条 法第25条第1項に規定する政令で定める特定の種類の貨物の設計、製造又は使用に係る技術（次項及び第18条の2第1項において「特定技術」という。）を特定の外国において提供することを目的とする取引は、別表中欄に掲げる技術を同表下欄に掲げる外国において提供することを目的とする取引とする。

2 法第25条第3項第一号に定める行為をしようとする者（当該行為に係る特定技術を提供することを目的とする取引について同条第1項の許可を受けている者を除く。）は、経済産業省令で定める手続に従い、経済産業大臣の許可を受けなければならない。ただし、経済産業大臣が当該行為の主体、内容その他からみて法の目的を達成するため特に支障がないと認めて指定した行為については、この限りでない。

3 法第25条第4項に規定する政令で定める外国相互間の貨物の移動を伴う貨物の売買、貸借又は贈与に関する取引は、次のいずれかに該当する取引とする。

一 輸出貿易管理令別表第1の1の項の中欄に掲げる外国相互間の貨物の移動を伴う当該貨物の売買、貸借又は贈与に関する取引

二 輸出貿易管理令別表第1の2から16までの項の中欄に掲げる貨物の外国相互間の移動を伴う当該貨物の売買、貸借又は贈与に関する取引（当該取引に係る貨物の船積地域又は仕向地が同令別表第3に掲げる地域であるものを除く。）であつて、次のいずれかに該当するもの

イ 当該取引に係る当該貨物が核兵器、軍用の化学製剤若しくは細菌製剤若しくはこれらの散布のための装置又はこれらを運搬することができるロケット若しくは無人航空機であつてその射程が300キロメートル以上のもの（ロ及び第27条第2項

ハ（略）

2 （略）

（役務取引の許可等）

第17条 法第25条第1項第一号に規定する政令で定める特定の種類の貨物の設計、製造又は使用に係る技術を特定の地域において提供することを目的とする取引は、別表中欄に掲げる技術を同表下欄に掲げる地域において提供することを目的とする取引とする。

（新設）

2 法第25条第1項第二号に規定する政令で定める外国相互間の貨物の移動を伴う貨物の売買に関する取引は、次のいずれかに該当する取引とする。

一 輸出貿易管理令別表第1の1の項の中欄に掲げる貨物の外国相互間の移動を伴う当該貨物の売買に関する取引

二 輸出貿易管理令別表第1の2から16までの項の中欄に掲げる貨物の外国相互間の移動を伴う当該貨物の売買に関する取引（当該取引に係る貨物の船積地域又は仕向地が同令別表第3に掲げる地域であるものを除く。）であつて、次のいずれかに該当するもの

イ 当該取引に係る当該貨物が核兵器、軍用の化学製剤若しくは細菌製剤若しくはこれらの散布のための装置又はこれらを運搬することができるロケット若しくは無人航空機（ロにおいて「核兵器等」という。）の開発、製造、使用又は貯蔵（ロ

において「核兵器等」という。)の開発、製造、使用又は貯蔵(ロにおいて「開発等」という。)のために用いられるおそれがある場合として経済産業省令で定める場合に該当する場合における当該取引

ロ(略)

- 4 法第25条第1項又は第4項の規定による経済産業大臣の許可を受けようとする者は、経済産業省令で定める手続により、当該許可の申請をしなければならない。
- 5 第1項又は第3項に規定する取引のうち経済産業大臣が当該取引の当事者、内容その他からみて法の目的を達成するため特に支障がないと認めて指定したものについては、法第25条第1項又は第4項の規定による経済産業大臣の許可を受けないで当該取引をすることができる。

第18条 法第25条第5項に規定する政令で定める役務取引は、鉱産物の加工若しくは貯蔵、放射線を照射した核燃料物質の分離若しくは再生又は放射性廃棄物の処理に係る役務取引(当該役務取引の当事者、内容その他からみて法の目的を達成するため特に支障がないものとして財務省令又は経済産業省令で定めるものを除く。)とする。

- 2 居住者が法第25条第5項の規定による財務大臣又は経済産業大臣の許可を受けようとするときは、当該居住者は、財務省令又は経済産業省令で定める手続により、当該許可の申請をしなければならない。
- 3 財務大臣又は経済産業大臣は、法第25条第6項の規定に基づき居住者が役務取引等(同項に規定する役務取引等をいう。以下この条及び第18条の3において同じ。)を行うことについて許可を受ける義務を課する場合には、あらかじめ、告示により、その許可を受けなければならない役務取引等を指定してするものとする。

4・5(略)

(税関長の確認等)

第18条の2 税関長は、経済産業大臣の指示に

において「開発等」という。)のために用いられるおそれがある場合として経済産業省令で定める場合に該当する場合における当該取引

ロ(略)

- 3 居住者が法第25条第1項の規定による経済産業大臣の許可を受けようとするときは、経済産業省令で定める手続により、当該許可の申請をしなければならない。
- 4 第1項又は第2項に規定する取引のうち経済産業大臣が当該取引の当事者、内容その他からみて法の目的を達成するため特に支障がないと認めて指定したものについては、法第25条第1項の規定による経済産業大臣の許可を受けないで当該取引をすることができる。

第18条 法第25条第3項に規定する政令で定める役務取引は、鉱産物の加工若しくは貯蔵、放射線を照射した核燃料物質の分離若しくは再生又は放射性廃棄物の処理に係る役務取引(当該役務取引の当事者、内容その他からみて法の目的を達成するため特に支障がないものとして財務省令又は経済産業省令で定めるものを除く。)とする。

- 2 居住者が法第25条第3項の規定による財務大臣又は経済産業大臣の許可を受けようとするときは、当該居住者は、財務省令又は経済産業省令で定める手続により、当該許可の申請をしなければならない。
- 3 財務大臣又は経済産業大臣は、法第25条第4項の規定に基づき居住者が役務取引等(同項に規定する役務取引等をいう。以下この条及び第18条の3において同じ。)を行うことについて許可を受ける義務を課する場合には、あらかじめ、告示により、その許可を受けなければならない役務取引等を指定してするものとする。

4・5(略)

(法令の違反に対する制裁の通知)

第18条の2(新設)

従い、特定技術を内容とする情報が記載され、又は記録された文書、図画又は記録媒体を輸出しようとする者が第17条第2項の規定による許可を受けていること又は当該許可を受けることを要しないことを確認しなければならない。

2 税関長は、前項の規定による確認をしたときは、経済産業省令で定めるところにより、その結果を経済産業大臣に通知するものとする。

3 (略)

(役務取引等の制限の範囲等)

第18条の3 財務大臣又は経済産業大臣は、法第25条の2第4項の規定に基づき、法第25条第6項の規定により許可を受ける義務が課された役務取引等を当該許可を受けないで行った者に対し、役務取引等を行うことについて、その全部若しくは一部を禁止し、又は許可を受ける義務を課する場合には、あらかじめ、その者に対する通知により、その禁止をする役務取引等又はその許可を受けなければならない役務取引等を指定してするものとする。

2～4 (略)

(その他の報告)

第18条の8 財務大臣又は経済産業大臣は、法第55条の8の規定に基づき、法（第1章、第3章、第4章及び第6章の3に限る。以下この項において同じ。）及びこの政令の施行に必要な限度において、法の適用を受ける取引、行為若しくは支払等を行い、若しくは行つた者又は関係人に対し、当該取引、行為又は支払等の内容その他当該取引、行為又は支払等に関連する事項について報告を求める場合には、これらの者に対する通知その他の財務省令又は経済産業省令で定める方法により、当該報告を求める事項を指定するものとする。

2 (略)

(事務の委任)

第26条 財務大臣又は経済産業大臣が法第69条第1項の規定に基づき日本銀行に取り扱わせ

(新設)

(略)

(役務取引等の制限の範囲等)

第18条の3 財務大臣又は経済産業大臣は、法第25条の2第4項の規定に基づき、法第25条第4項の規定により許可を受ける義務が課された役務取引等を当該許可を受けないで行つた者に対し、役務取引等を行うことについて、その全部若しくは一部を禁止し、又は許可を受ける義務を課する場合には、あらかじめ、その者に対する通知により、その禁止をする役務取引等又はその許可を受けなければならない役務取引等を指定してするものとする。

2～4 (略)

(その他の報告)

第18条の8 財務大臣又は経済産業大臣は、法第55条の8の規定に基づき、法（第1章、第3章及び第4章に限る。以下この項において同じ。）及びこの政令の施行に必要な限度において、法の適用を受ける取引、行為若しくは支払等を行い、若しくは行つた者又は関係人に対し、当該取引、行為又は支払等の内容その他当該取引、行為又は支払等に関連する事項について報告を求める場合には、これらの者に対する通知その他の財務省令又は経済産業省令で定める方法により、当該報告を求める事項を指定するものとする。

2 (略)

(事務の委任)

第26条 財務大臣又は経済産業大臣が法第69条第1項の規定に基づき日本銀行に取り扱わせ

る法（第1章、第3章、第4章及び第6章の2（第55条の2、第55条の5及び第55条の6を除く。）に限る。第十号において同じ。）の施行に関する事務は、次に掲げる事務のうち財務省令又は経済産業省令で定める事務とする。

一～五（略）

六 法第25条第5項の規定又は第6条第2項、第11条第3項、第15条第2項若しくは第18条第4項の規定による許可に関する事務

七～十（略）

（核兵器等の開発等に用いられるおそれが特に大きい技術等）

第27条 法第69条の6第2項第一号に規定する政令で定めるロケット又は無人航空機は、核兵器又は軍用の化学製剤若しくは細菌製剤若しくはこれらの散布のための装置を運搬することができるロケット又は無人航空機であつて、その射程が300キロメートル以上のものとする。

2 法第69条の6第2項第一号に規定する政令で定める技術は、別表の1から4までの項の中欄に掲げる技術（輸出貿易管理令別表第1の1の項（5）、（6）及び（10）から（12）までに掲げる貨物並びに核兵器等の設計、製造又は使用に係る技術を除く。）とする。

別表（第17条関係）

	技 術	外 国
1～16	（略）	（略）

る法（第1章、第3章、第4章及び第6章の2（第55条の2、第55条の5及び第55条の6を除く。）に限る。第十号において同じ。）の施行に関する事務は、次に掲げる事務のうち財務省令又は経済産業省令で定める事務とする。

一～五（略）

六 法第25条第3項の規定又は第6条第2項、第11条第3項、第15条第2項若しくは第18条第4項の規定による許可に関する事務

七～十（略）

（新設）

別表（第17条関係）

	技 術	地 域
1～16	（略）	（略）

○輸出貿易管理令（昭和24年政令第378号）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
（特例） 第4条 法第48条第1項の規定は、次に掲げる場合には、適用しない。ただし、別表第1の1の項の中欄に掲げる貨物については、この限りでない。 一 仮に陸揚げした貨物のうち、本邦以外の地域を仕向地とする船荷証券（航空貨物運送証その他船荷証券に準ずるものを含む。）により運送されたもの（第三号から第六号までにおいて「外国向け仮陸揚げ貨物」という。）を輸出しようとするとき（別表第3に掲げる地域以外の地域を仕向地として輸出しようとする場合にあつては、次に掲げるいずれの場合にも該当しないときに限る。）。 イ その貨物が核兵器、軍用の化学製剤若しくは細菌製剤若しくはこれらの散布のための装置又はこれらを運搬することができるロケット若しくは無人航空機であつて<u>その射程が300キロメートル以上のもの（ロ、第三号、第四号及び第13条において「核兵器等」という。）の開発、製造、使用又は貯蔵（ロ、第三号及び第四号において「開発等」という。）のために用いられるおそれがある場合として経済産業省令で定めるとき。</u> ロ（略） 二～六（略） 2～4（略） （報告） 第10条 経済産業大臣は、<u>法（第6章及び第6章の3に限る。）及びこの政令の施行に必要な限度において、貨物を輸出しようとする者、貨物を輸出した者又は当該貨物を生産した者その他の関係人から必要な報告を徴することができる。</u> 第12条（略）	（特例） 第4条 法第48条第1項の規定は、次に掲げる場合には、適用しない。ただし、別表第1の1の項の中欄に掲げる貨物については、この限りでない。 一 仮に陸揚げした貨物のうち、本邦以外の地域を仕向地とする船荷証券（航空貨物運送証その他船荷証券に準ずるものを含む。）により運送されたもの（第三号から第六号までにおいて「外国向け仮陸揚げ貨物」という。）を輸出しようとするとき（別表第3に掲げる地域以外の地域を仕向地として輸出しようとする場合にあつては、次に掲げるいずれの場合にも該当しないときに限る。）。 イ その貨物が核兵器、軍用の化学製剤若しくは細菌製剤若しくはこれらの散布のための装置又はこれらを運搬することができるロケット若しくは無人航空機（<u>ロ、第三号及び第四号において「核兵器等」という。）の開発、製造、使用又は貯蔵（ロ、第三号及び第四号において「開発等」という。）のために用いられるおそれがある場合として経済産業省令で定めるとき。</u> ロ（略） 二～六（略） 2～4（略） （報告） 第10条 経済産業大臣は、この政令の施行に必要な限度において、貨物を輸出しようとする者、貨物を輸出した者又は当該貨物を生産した者その他の関係人から必要な報告を徴することができる。 第12条（略）

(核兵器等の開発等に用いられるおそれが特に大きい貨物)

第13条 法第69条の6第2項第二号に規定する政令で定める貨物は、別表第1の1の項((5)、(6)及び(10)から(12)までを除く。)及び同表の2から4までの項の中欄に掲げる貨物(核兵器等を除く。)とする。

(新設)